

北本市立学校の適正規模等に関する基本方針

改訂版

令和 8 年 2 月

北本市教育委員会

I 基本方針改訂にあたって

1 基本方針改訂の趣旨

「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）については、平成31年2月に策定し、その策定から6年以上が経過しています。

この間、少子化の進行や学級編制等に関する法律の改正が行われるなど、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化してきています。

このような時代の変化に対応し、本市に適した学校教育を実現するため、現状や今後の児童・生徒数の見通しを踏まえて基本方針の改訂を行うものとします。

2 基本方針改訂の背景

本市では、昭和46年（1971年）の市政施行前後からの人口の急増に伴い、児童・生徒数も増加傾向にありましたが、昭和57年（1982年）をピークに減少に転じ、その後も減少傾向が続いています。

児童・生徒数の減少により、学級数についても減少傾向が続き、特に市内小学校における通常学級の全体数は、平成21年（2009年）の128から平成30年（2018年）の98へと約23%減少しました。

学級数が少ないことにより、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない、運動会・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる等の学校運営上の課題が生じることが危惧されます。

こうした状況に対応するため、北本市教育委員会（以下、「市教委」という。）は平成29年度に基本方針の策定を開始し、平成30年度には保護者や教員を対象とした「学校規模等に関する意識調査」のほか、基本方針案のパブリック・コメント等を実施しました。

その後、平成31年2月に基本方針を策定し、令和2年度末に石戸小学校と栄小学校の統合を行いました。

しかし、基本方針の策定から6年以上が経過し、少子化の進行や「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正が施行されるなど、児童・生徒を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、本市の児童・生徒数は過去10年間で24.9%減少し、将来的にはさらに減少が予想されています。

市では、市長と市教育委員会が教育行政における施策等について協議・調整を行う場である「北本市総合教育会議」を令和6年度に開き、基本方針の改訂に着手することを決定しました。

これを踏まえ、令和7年度に、庁内関係課職員を委員とする「北本市立学校規模適正化検討調整会議」及び学識経験者や地域団体関係者等を委員とする「北本市立学校適正規模等研究会議」を設置し、基本方針の改訂内容について検討を行いました。

その後、改訂内容に関するパブリック・コメントの実施、令和8年2月に「北本市総合教育会議」を開き、市としての意思統一を図りました。

これらの経緯を踏まえ、市民の合意のもとで教育環境を整備し、本市の教育が目指す「共に学び 未来を拓く 北本の教育」の実現を図るため、本基本方針（改訂版）を示すこととしました。

なお、小中学校の適正規模・適正配置の取組を進めるにあたっては、行政が一方向的に進めるのではなく、児童・生徒や保護者、地域の方の十分な理解を得るなど、丁寧な協議を重ね、地域の実情に応じて円滑に進めていく必要があると考えます。

■北本市立小中学校の適正規模等に関するこれまでの経緯

平成29年10月	北本市立学校の適正規模等に関する基本方針の策定に着手
平成29年10月 ～平成30年11月	北本市立学校規模適正化検討調整会議開催（10回）
平成30年5月 ～6月	学校規模等に関する意識調査実施 （対象：児童生徒保護者、教員、未就学児保護者）
平成30年8月 ～平成30年10月	北本市立学校適正規模等研究会議開催（3回）
平成30年11月 ～12月	北本市立学校の適正規模等に関する基本方針（案）に対する パブリック・コメント手続
平成30年2月 ～平成31年2月	北本市総合教育会議開催（3回）
平成31年2月	北本市立学校の適正規模等に関する基本方針を策定
平成31年4月	栄小を適正化対象校とすることを決定（教育委員会定例会）
令和元年5月	栄小学校の今後のあり方に関するアンケート実施 （対象：在席児童及び入学予定児童保護者）
令和元年7月 ～8月	北本市立小・中学校通学区域審議会開催（3回）
令和元年7月 ～9月	北本市立栄小中学校規模等適正化検討協議会開催（3回）
令和元年9月 ～11月	・栄小学校の今後のあり方に関する意見交換会開催（3回） ・石戸小学校と栄小学校との学校統合の検討に関する意見交換会 開催
令和元年11月	栄小を石戸小へ統合することを決定（教育委員会定例会）
令和元年12月 ～令和2年1月	栄小学校の今後のあり方に関する方針の説明会開催（3回）
令和2年2月	石戸小学校と栄小学校との学校統合に関する説明会開催

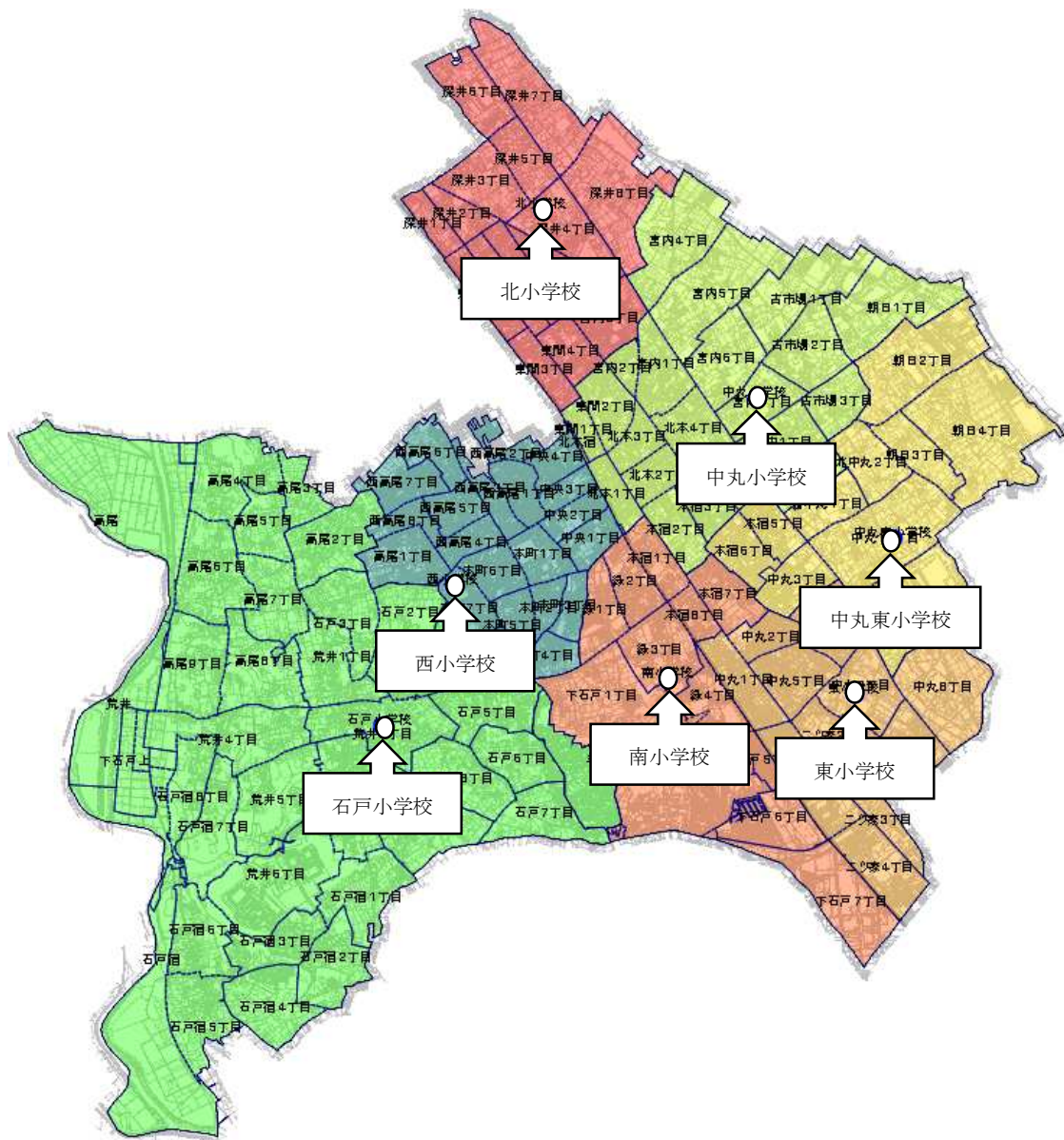
令和3年4月	栄小（小規模校）を石戸小（適正規模校）へ統合
令和7年2月	北本市総合教育会議開催（基本方針の改訂着手決定）
令和7年10月 ～11月	北本市立学校規模適正化検討調整会議開催（2回）
令和7年10月 ～11月	北本市立学校適正規模等研究会議開催（2回）
令和7年12月 ～令和8年1月	北本市立学校の適正規模等に関する基本方針（案）に対する パブリック・コメント手続
令和8年2月	北本市立学校の適正規模等に関する基本方針（改訂版）を策定

II 北本市の現状

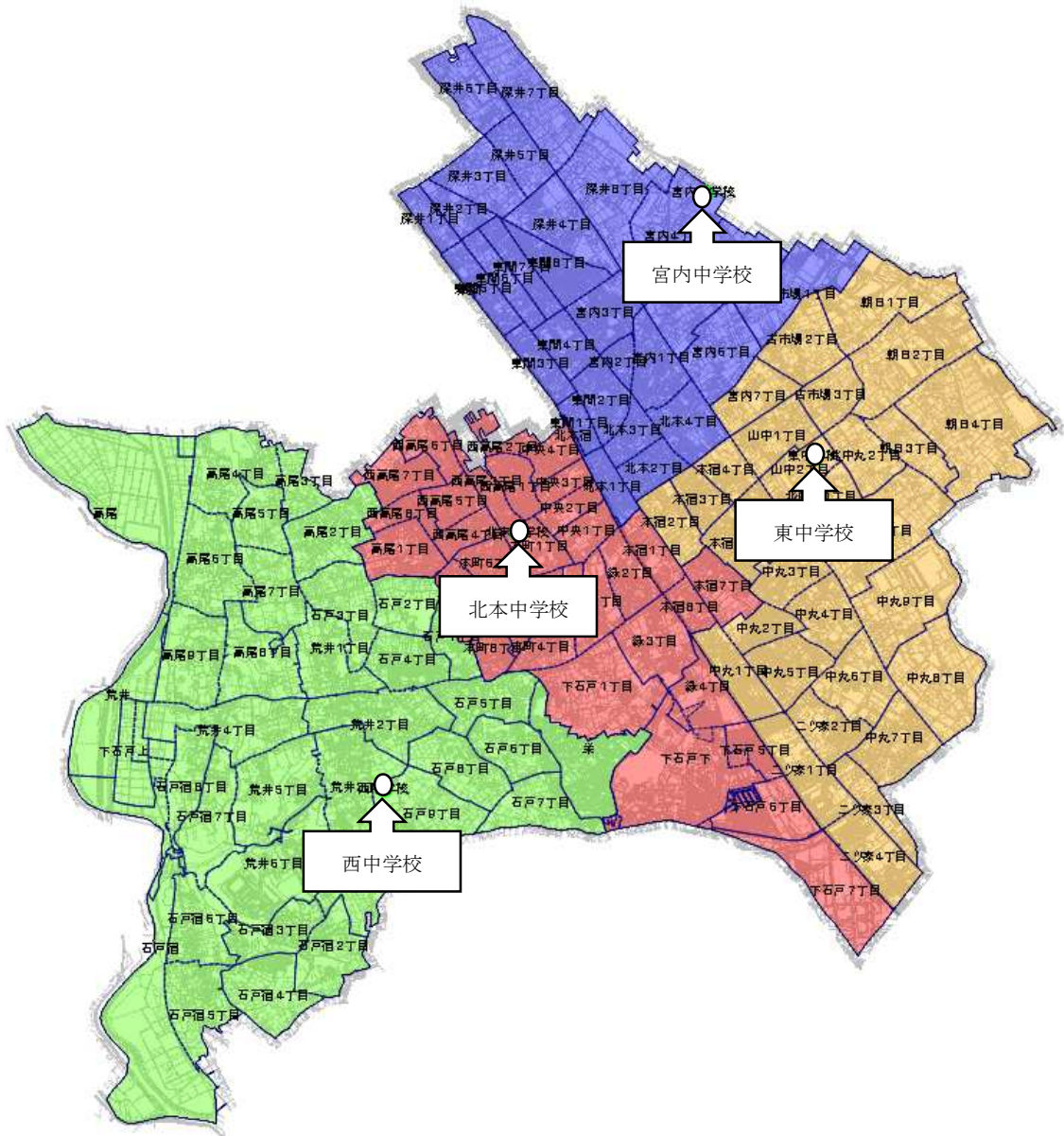
1 小中学校の位置

令和7年3月現在、市内に小学校7校、中学校4校が設置されています。

■小学校



■ 中学校



2 人口推移

(1) 総人口の推移と将来推計

本市の人口は、平成17年をピークに減少に転じています。

社会動態は、平成16年から減少が続いていましたが、令和2年より増加へ転じています。

一方で、自然動態については、出生数の減少や高齢化に伴う死亡者数の増加により減少が続いています。

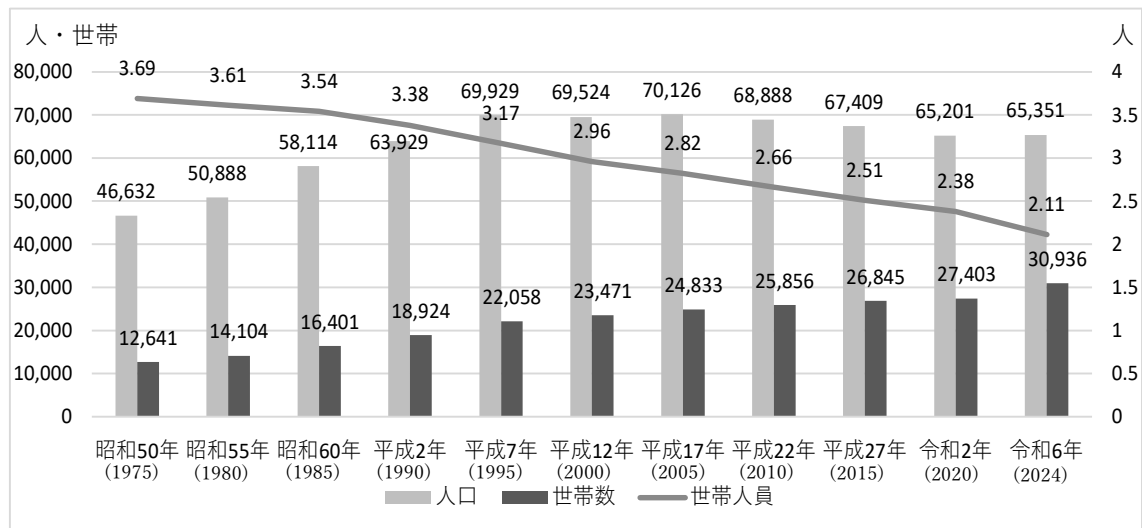
このように、人口は社会増ではあるものの少子高齢化に伴う自然減の影響が大きいことから、今後も減少していくことが予想されます。

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」及び直近の人口動態を基に、これからの人口を推計すると、基本構想の中間年である令和12年の人口は約62,000人、最終年である令和17年の人口は約59,000人となり、その後も人口が減少していくことが見込まれます。

年齢構成に着目すると、当面、年少人口及び生産年齢人口にあっては減少が、また、高齢者人口にあっては増加が続き、少子高齢化が更に進行していくことが見込まれます。

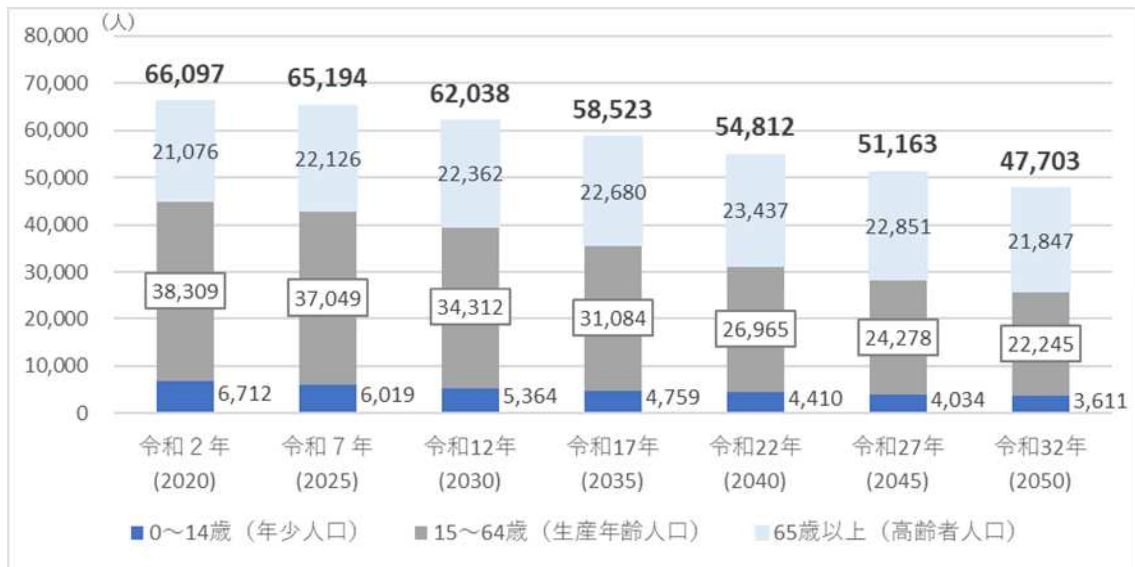
令和17年には年少人口が4,759人（8.1%）、生産年齢人口が31,084人（53.1%）、高齢者人口が22,680人（38.8%）となり、高齢者人口の占める割合（高齢化率）は4割に迫る見込みです。

○ 総人口の推移



出所：第六次北本市総合振興計画

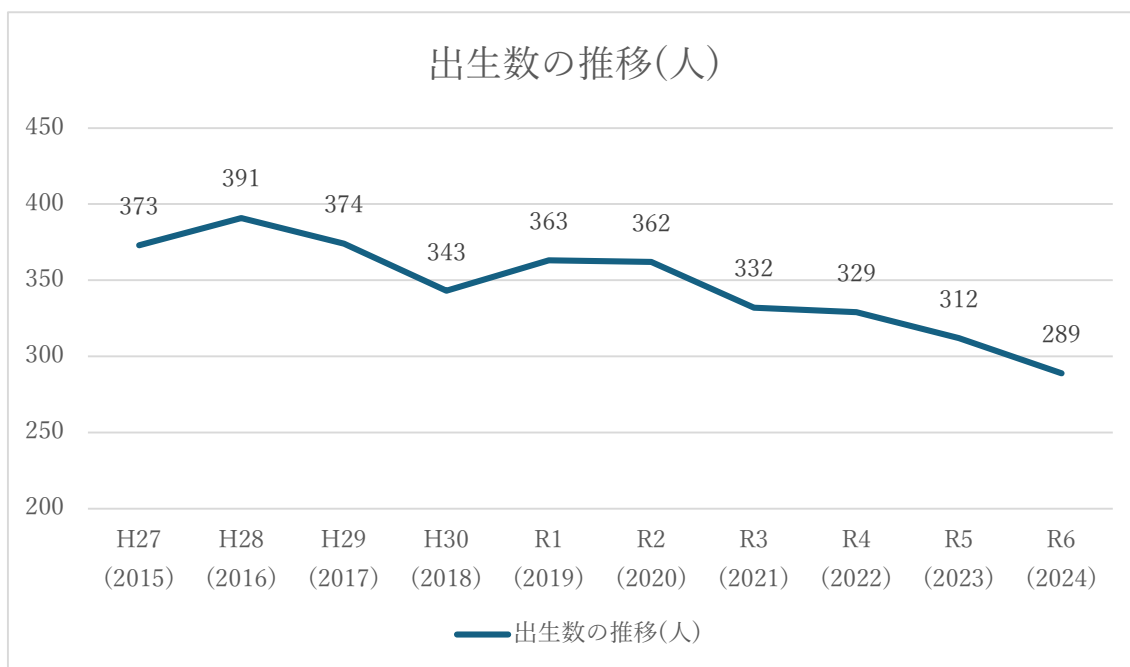
○ 将来推計



出所：第六次北本市総合振興計画

(2) 出生数の推移

北本市の出生数は平成27年に373人でしたが、減少傾向にあり、令和6年は289人となっています。



出所:住民基本台帳

3 児童生徒数・学級数の推移、見込み

(1) 児童生徒数の推移、見込み

① 児童生徒数の推移

令和7年の小学校の児童数は、2,524人、10年前と比較すると、平成27年の児童数3,287人から763人減少（23.2%減少）しています。

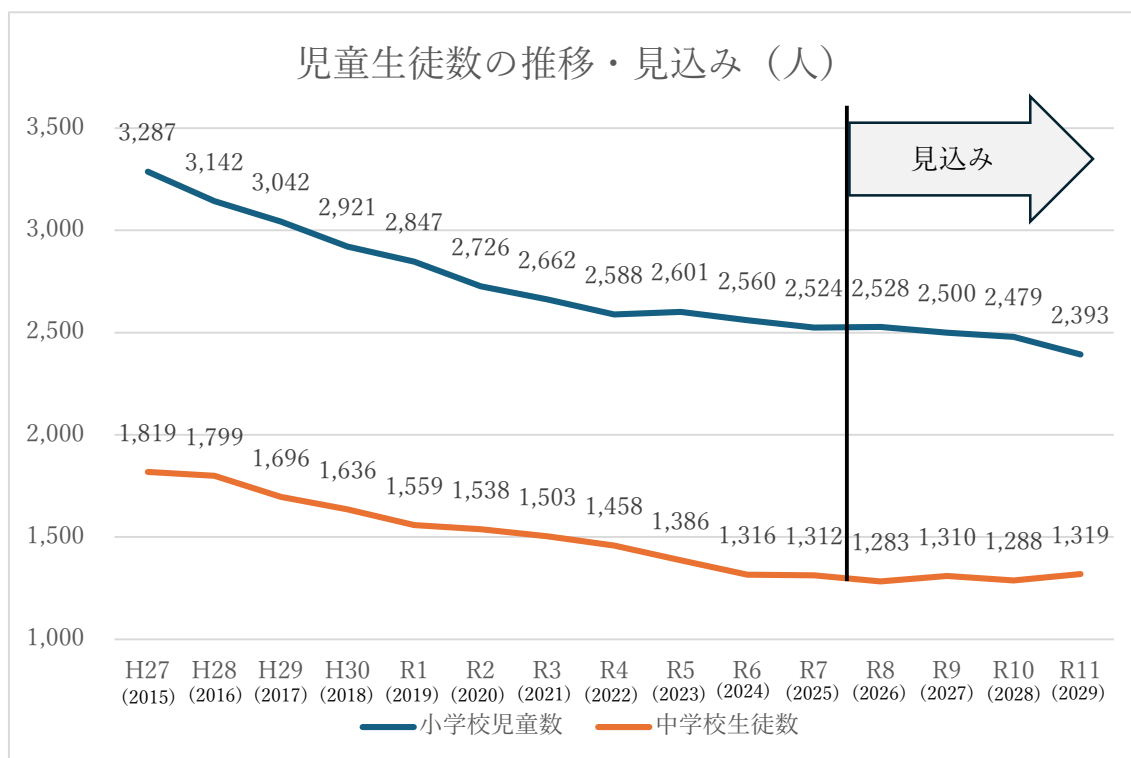
また、令和7年度の中学校の生徒数は1,312人、10年前と比較すると、平成27年の生徒数1,819人から507人減少（27.9%減少）しています。

② 児童生徒数の見込み

小学校の児童数は、令和11年には2,393人となることを見込まれます。

また、中学校の生徒数は令和11年には1,319人となることを見込まれます。

なお、見込数については、私立学校等に進学する児童・生徒や特別支援学級に在席する児童・生徒も含むため、実際には更に減少するものと考えられます。



出所：R7まで学校基本調査(各年5月1日現在)、R8以降住民基本台帳より抽出した人数より算出

(2) 学級数の推移（通常学級のみ）、見込み

① 学級数の推移

令和7年の小学校の学級数は86学級であり、10年前と比較すると、平成27年の学級数117学級から31学級減少（26.5%減少）しています。

また、令和7年の中学校の学級数は36学級であり、10年前と比較すると、平成27年の学級数53学級から17学級減少（32.1%減少）しています。

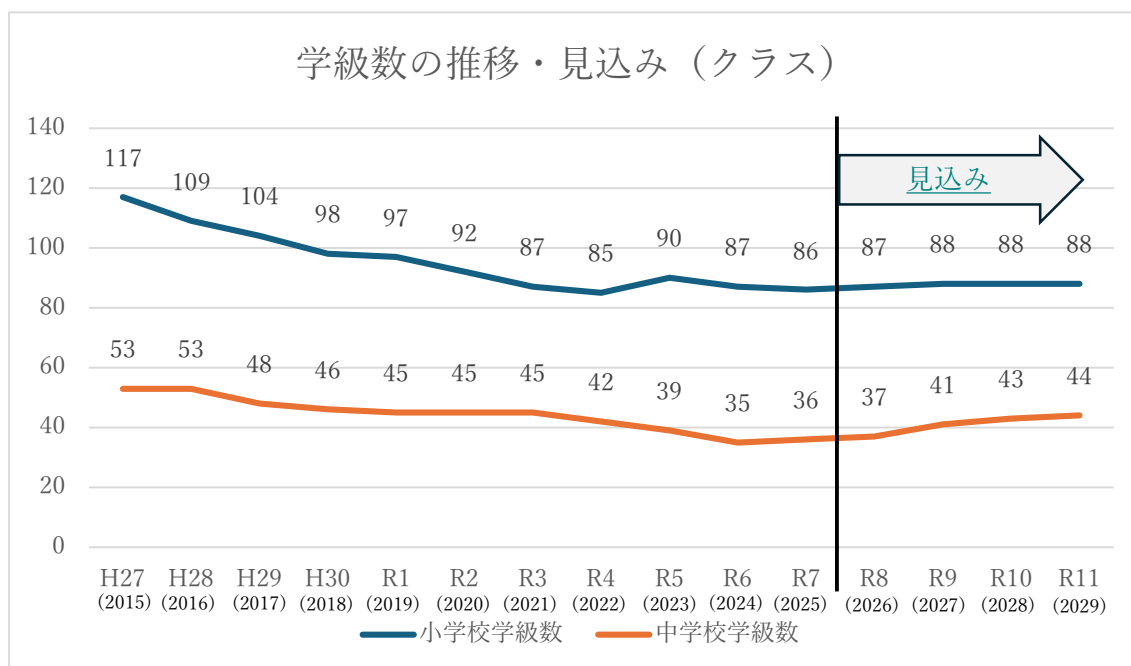
② 学級数の見込み

小学校の学級数は、令和11年には88学級となることを見込まれます。

また、中学校の学級数は、令和11年には44学級となることを見込まれます。

中学校の学級数は、令和8年4月から段階的に1学級あたりの人数上限が35人となるため、一時的に増加が見込まれています。

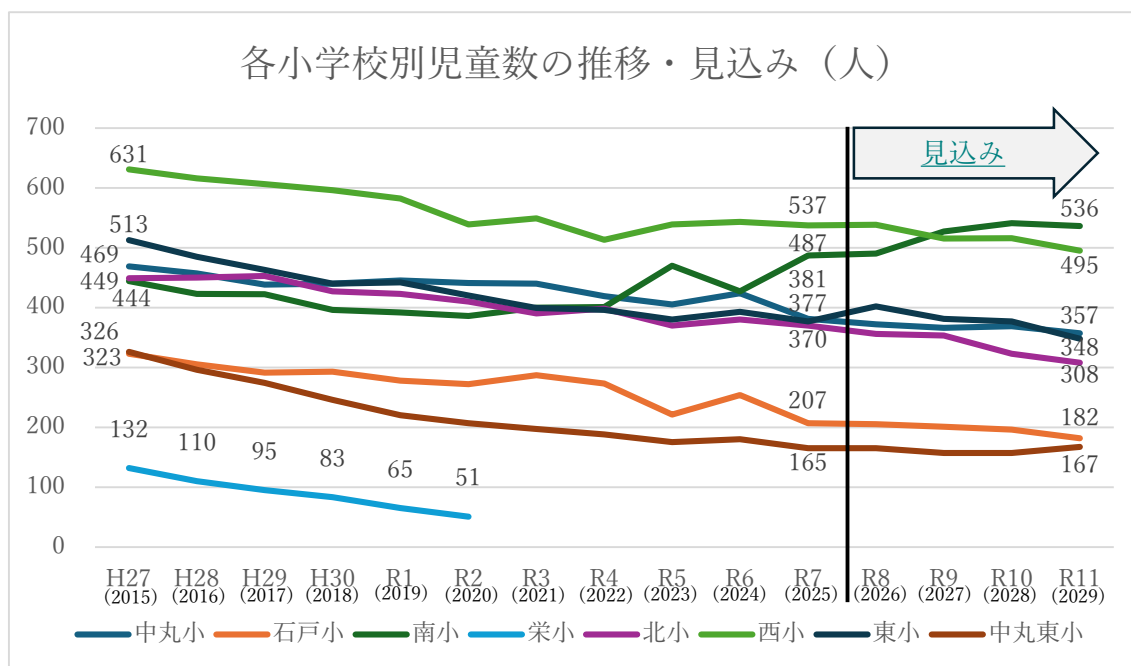
なお、見込数については、私立学校等に進学する児童・生徒や特別支援学級に在席する児童・生徒も含むほか、中学校については学校選択制による影響が反映されていないため、実際には本見込より減少するものと考えられます。



出所：R7まで学校基本調査(各年5月1日現在)、R8以降住民基本台帳より抽出した人数より算出

参考 各小中学校別児童生徒数・学級数の推移、見込み

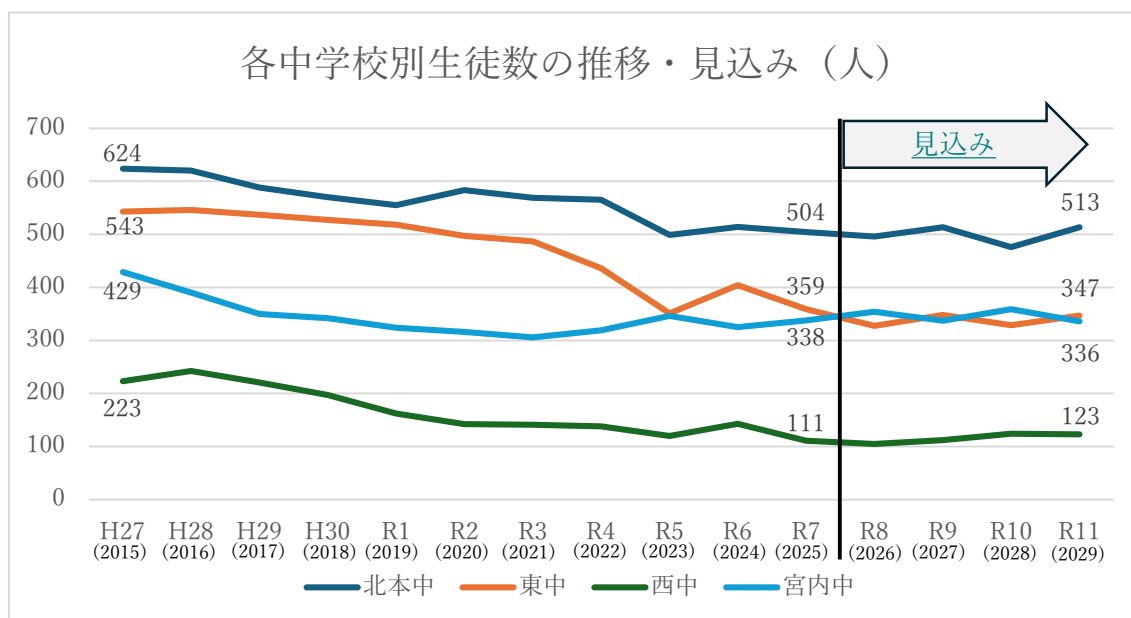
(1) 各小学校別児童数の推移、見込み



※見込数は、私立学校等に進学する児童や特別支援学級に在席する児童も含むため、実際には減少するものと考えられます。

出所：R7 まで学校基本調査(各年5月1日現在)、R8 以降住民基本台帳より抽出した人数より算出

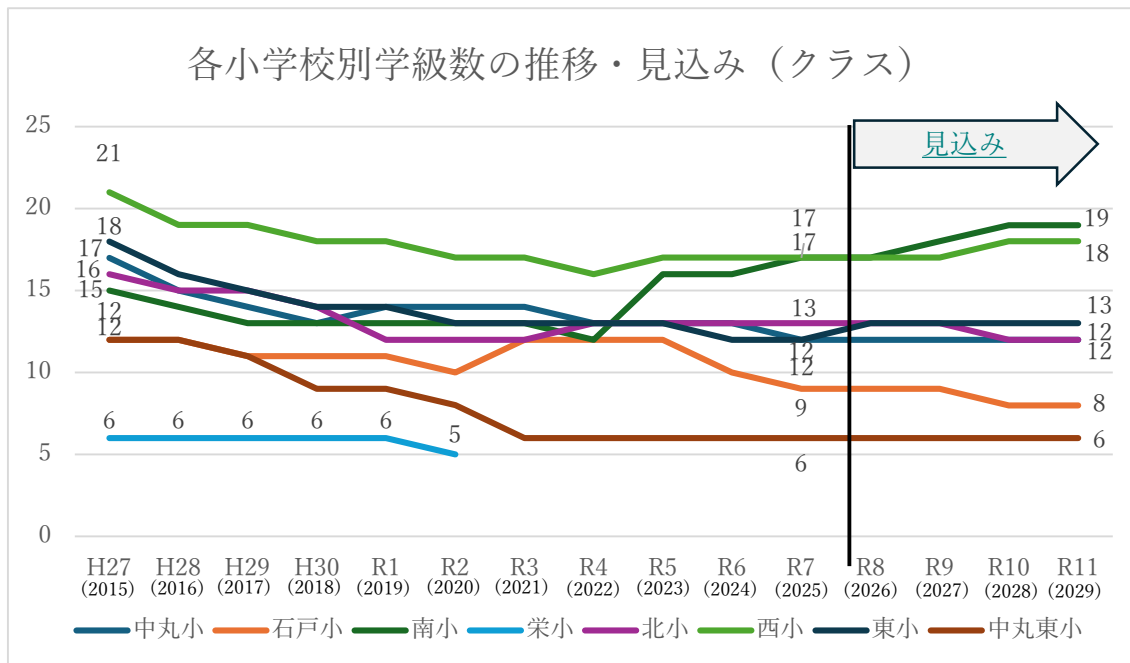
(2) 各中学校別生徒数の推移、見込み



※見込数は、私立学校等に進学する生徒や特別支援学級に在席する生徒も含むほか学校選択制の影響を反映していないため、実際には減少等するものと考えられます。

出所：R7 まで学校基本調査(各年5月1日現在)、R8 以降住民基本台帳より抽出した人数より算出

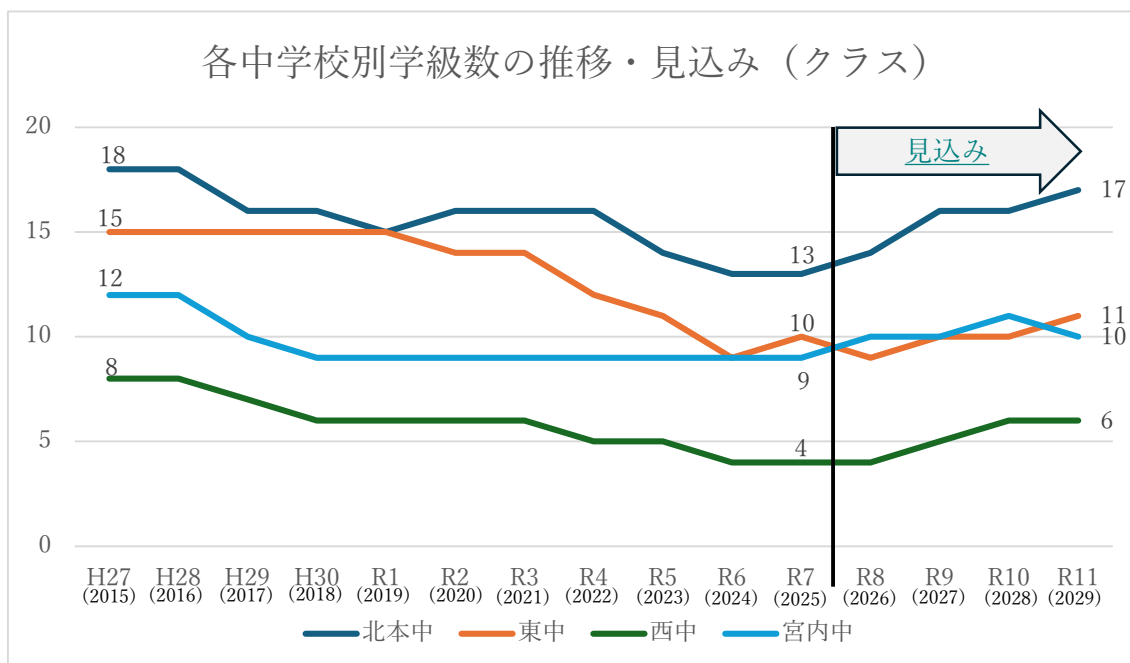
(3) 各小学校別学級数の推移、見込み



※見込数は、私立学校等に進学する児童や特別支援学級に在席する児童も含むため、実際には減少するものと考えられます。

出所：R7 まで学校基本調査(各年5月1日現在)、R8 以降住民基本台帳より抽出した人数より算出

(4) 各中学校別学級数の推移、見込み



※見込数は、私立学校等に進学する児童や特別支援学級に在席する児童も含むほか学校選択制の影響を反映していないため、実際には減少等するものと考えられます。

出所：R7 まで学校基本調査(各年5月1日現在)、R8 以降住民基本台帳より抽出した人数より算出

Ⅲ 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針

1 適正な学校規模の考え方

国が標準とする学校規模としては、小・中学校とも「12学級以上18学級以下」となりますが、本市における児童生徒数の将来推計と学校施設の配置状況やこれまで構築してきた小・中学校のなめらかな接続にも十分配慮した上で、「北本市教育振興基本計画」に掲げる基本理念「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を実現していくに適した学校規模を以下のとおり定めるものとします。

○ 適正な学校規模の設定理由

北本市教育振興基本計画の基本目標Ⅱ「豊かな心と健やかな体の育成」に掲げる目標の趣旨・取組として、他人を思いやる心や公共の精神を養成すること、児童生徒の健康の保持増進及び体力向上を図ること、そして交通安全や防災などの安全教育の推進を掲げ、こうした様々な教育活動を各学校において展開していくこととなります。

これらの取組を円滑に進め、その効果を存分に発揮させるためには、1学年あたりの学級数が複数の学級で構成され、同じ学年のクラス間において、協力し合い、刺激し合うことが望ましいと考えられるほか、複数の学級構成により、教員が多く配置されることで、学校全体の「教育力の維持」につながることを期待できます。

過去に実施されたアンケート調査における保護者・教員の意向でも、小・中学校ともに、各学年でクラス替えが行えるような規模を多くの方々が望んでいます。

このため、小学校については、国の基準と合わせて、適正規模となる全体の学級数の下限を12学級以上として設定しました。

また、中学校については、複数の小学校区より構成されることから、1学年あたりの学級数を3学級以上、全体の学級数を9学級以上としました。

ただし、本市の小学校区の地理的事情等も勘案して、中学校の適正規模については、6学級以上8学級以下も許容範囲とする弾力的なものとしてしました。

北本市における適正な学校規模（1校あたりの学級数）

	適正規模
小学校	12学級以上18学級以下
中学校	9学級以上18学級以下 (但し、6学級以上8学級以下も許容範囲とする)

※特別支援学級は除く。

※学級編制（1学級あたりの人数）については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律のとおりとします。

○ 運用方針

基準を下回ってから5年経過かつ回復の見込みがない場合は、適正化の検討に入るものとします。

統合することにより、適正規模の範囲外になる場合は、状況を注視しながら、適正化の検討に入るかを検討します。

過去に統合した学校については、適正化の検討に入るかを慎重に検討するものとします。

※令和8年度時点において基準を下回っている場合には、これまでの状況を考慮した上で、適正化の検討に入るかを検討します。なお、適正化の検討に入る場合には、対象校の保護者や地域との話し合いを充分に行いながら検討を進めるものとします。

2 適正配置の基本的な考え方

児童生徒のよりよい教育環境を整備するために、適正規模の小・中学校を実現するには、通学区域の変更が必要になる場合があります。

そのため、児童生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮しながら、学校を地域に適切に配置することを適正配置の基本的な考え方とします。

3 小規模校の適正化への対応等

毎年度の学級編制の状況、児童生徒数の推移と将来推計、学校施設などの様々な課題を踏まえ、本基本方針に定める適正な学校規模（学級数）の維持に際し、支障が生じる可能性がある学校（小規模校）については、教育条件の改善の観点を中心に据えながら、通学区域の見直しをはじめ、義務教育9年間を見通した学校規模等の適正化の検討を行います。

なお、こうした適正化の検討に際しては、児童生徒の通学実態や交通事情及び本市の地事情などの各種条件にも留意し、その距離は実距離として小学校においてはおおむね3 km以内、中学校においては自転車通学も加味して、おおむね6 km以内となるよう配慮しながら、検討に当たることが望ましいと考えられます。

また、小・中学校は児童生徒の教育のための施設に留まらず、災害時における防災拠点、地域の交流の場などの様々な機能を兼ね備え、地域コミュニティの核となる施設でもあることから、学校づくりとまちづくりの双方は、密接不可分な関係にあるものと考えます。

このため、小・中学校の適正規模・適正配置の取組を進めるにあたっては、行政が一方的に進めるのではなく、「地域と共にある学校づくり」を視点に置き、児童・生徒や未就学児の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得ながら行政区と連動した通学区域の見直しも検討するとともに、「北本市公共施設適正配置計画」との関係性にも十分に配慮し、計画的な検討を進めていきます。

IV 基本方針の見直し等について

本基本方針については、今後の教育制度の改正や社会情勢の変化などが生じた場合、市教育委員会で審議しながら、必要に応じて内容の見直しを行うよう、柔軟性を持たせるものとします。

参 考 资 料

「学校規模等に関する意識調査 実施報告書（平成30年8月）」（抜粋）

教育委員会では、近年の児童生徒数の減少傾向を踏まえつつも、学校教育の特色ある取組の、さらなる充実・発展を目指し、その取組の機能・効果を最大限に発揮する学校規模等を模索するため、市内小・中学校児童生徒の保護者・教員・未就学児保護者の3者を対象に、平成30年5月に「学校規模等に関する意識調査」としたアンケート調査を実施しました。

このアンケート調査では3者に対し、「望ましい小・中学校規模のあり方」を問うものとして、全て同じ設問を用意することで、様々な角度から児童生徒の教育条件と学校の役割・機能を再確認することを狙いとしました。

ここでは、このアンケート調査の実施・集計結果等をまとめた「「学校規模等に関する意識調査」実施報告書（平成30年8月）」の中から、今後の本市における適正な学級編制や学級数を定めていくに際し、参考とさせていただいた7つの主要な設問に対する回答の集計結果・傾向の分析等について、次のとおり紹介します。

『学校規模等に関する意識調査』

～7つの主要な設問～

- 設問1 小学校の学級人数について
- 設問2 小学校の学級数（学校規模）について
- 設問3 中学校の学級人数について
- 設問4 中学校の学級数（学校規模）について
- 設問5 小学校の通学距離について
- 設問6 中学校の通学距離について（徒歩の場合）・（自転車の場合）
- 設問7 これからの小・中学校施設に期待する機能について

*この調査は上記の7つの設問のほかに、回答の選択に応じて、さらに分岐した設問も用意されています。詳しくは、「学校規模等に関する意識調査」実施報告書をご覧ください。

設問1 小学校の学級人数について

(1) 小学校の児童数は、法令で1学級40人(1年生は35人)^{*}を標準としていますが、その上で、最も望ましいと考える学級人数について、次の中から1つ丸囲みでお答えください。

(単位：%)

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 1学級あたり20人以下	6.7	9.3	9.4
イ. 1学級あたり21から30人	55.2	73.9	65.1
ウ. 1学級あたり31から35人	32.1	13.6	22.6
エ. 1学級あたり36から40人	4.3	0.7	2.0
未回答	1.7	2.5	0.9
合計	100.0	100.0	100.0

*ただし、県は児童の実態を考慮し、特に必要と認める場合、標準を下回る数を基準に定めることができます。(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条)

【傾向】

3者ともに、「1学級あたり21から30人」が5～7割を占め、次いで「1学級あたり31から35人」が多い結果となり、1クラスあたりの人数について、標準よりやや小規模となる人数を望む傾向がうかがえます。

設問2 小学校の学級数(学校規模)について

(1) 小学校の学級数は、法令で1学年あたり2～3学級(1学校あたり12～18学級)^{*}を標準としていますが、その上で、最も望ましいと考えられる学級数について、次の中から1つ丸囲みでお答えください

(単位：%)

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 1学年あたり1学級	1.3	0.0	0.9
イ. 1学年あたり2～3学級	82.2	91.5	87.0
ウ. 1学年あたり4学級以上	14.2	5.4	11.0
未回答	2.3	3.1	1.1
合計	100.0	100.0	100.0

*ただし、地域実態やその他特別の事情のあるときは、この限りでないとも定めています。(学校教育法施行規則第41条)

【傾向】

3者ともに「1学年あたり2～3学級」が80%以上を占め、次いで「1学年あたり4学級以上」が多く、小学校の学級数(学校規模)に対する意識として、単学級による構成を望まない傾向がうかがえます。

設問3 中学校の学級人数について

(1) 中学校の生徒数は、法令で1学級40人^{*}を標準としていますが、その上で、最も望ましいと考える学級人数について、次の中から1つ丸囲みでお答えください。

(単位：%)

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 1学級あたり20人以下	2.3	3.7	2.6
イ. 1学級あたり21から30人	27.3	38.9	31.6
ウ. 1学級あたり31から35人	53.8	51.1	53.3
エ. 1学級あたり36から40人	13.9	2.3	11.4
未回答	2.7	4.0	1.1
合計	100.0	100.0	100.0

*ただし、県は児童の実態を考慮し、特に必要と認める場合、標準を下回る数を基準に定めることができます。(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条)

【傾向】

3者ともに、「1学級あたり31～35人」が過半数を占め、次いで「1学級あたり21～30人」も30%前後を占めていることから、1クラスあたりの人数について、標準より小規模となる人数を望む傾向にあると考えられます。

設問4 中学校の学級数（学校規模）について

（1）中学校の学級数は、法令で1学年あたり4～6学級（1学校あたり12～18学級）を標準としていますが、その上で、最も望ましいと考える学級数について、次の中から1つ丸囲みでお答えください

（単位：％）

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 1学年あたり1学級	0.5	0.3	0.4
イ. 1学年あたり2～3学級	18.1	18.4	18.4
ウ. 1学年あたり4～6学級	75.3	76.7	75.8
エ. 1学年あたり7学級以上	2.3	0.0	1.2
未回答	3.8	4.6	4.2
合計	100.0	100.0	100.0

*ただし、地域実態やその他特別の事情のあるときは、この限りでないとも定めています。（学校教育法施行規則第41条）

【傾向】

3者ともに「1学年あたり4～6学級」が80%近くを占め、逆に「1学年あたり1学級」がほぼ0%だったことから、中学校の学級数（学校規模）に対する意識として、標準となる学級数（4～6学級）が適正だと考える傾向がうかがえます。

設問5 小学校の通学距離について

（1）適正な学校規模の条件として、小学校の通学距離は、法令で「おおむね4km以内であること」とされていますが、徒歩で通学可能な範囲として考えられる実距離について、次の中から当てはまるものを1つ丸囲みでお答えください。

（単位：％）

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 2km以内	57.2	47.8	56.7
イ. 3km以内	24.9	33.8	26.6
ウ. 4km以内	12.1	14.3	8.8
エ. 距離は問わない	2.8	0.5	2.7
未回答	3.0	3.6	5.2
合計	100.0	100.0	100.0

【傾向】

3者ともに「3km以内」までで約80%となることから、法令の範囲内の通学距離を望んでいることがうかがえます。

設問6 中学校の通学距離について（徒歩の場合）

（1）適正な学校規模の条件として、中学校の通学距離は、法令で「おおむね6km以内であること」とされていますが、徒歩および自転車通学可能な範囲として考えられる実距離について、次の中から当てはまるものを1つ丸囲みでお答えください。

（単位：％）

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 2km以内	41.1	32.3	37.7
イ. 3km以内	27.6	30.2	27.3
ウ. 4km以内	15.8	24.0	20.4
エ. 5km以内	4.6	2.7	4.4
オ. 6km以内	4.3	5.1	3.2
カ. 距離は問わない	2.2	0.6	1.8
未回答	4.4	5.1	5.2
合計	100.0	100.0	100.0

【傾向】

徒歩通学の場合、3者ともに「4km以内」までで約80%を占めることから、法令で指定されている距離よりも短い通学距離を望んでいることがうかがえます。

設問6 中学校の通学距離について（自転車の場合）

（1）適正な学校規模の条件として、中学校の通学距離は、法令で「おおむね6km以内であること」とされていますが、徒歩および自転車通学可能な範囲として考えられる実距離について、次の中から当てはまるものを1つ丸囲みでお答えください。

（単位：％）

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 2km以内	5.4	1.5	5.8
イ. 3km以内	16.7	14.2	20.8
ウ. 4km以内	24.4	25.2	18.8
エ. 5km以内	17.0	21.6	18.8
オ. 6km以内	20.0	28.2	19.0
カ. 距離は問わない	8.9	3.5	8.2
未回答	7.6	5.8	8.6
合計	100.0	100.0	100.0

【傾向】

自転車通学の場合、3者ともに「6km以内」までで約80%となることから、法令の範囲内の通学距離を望んでいることがうかがえます。

設問7 これからの小・中学校施設に期待する機能について

（1）北本市立の小・中学校施設は各地域に配置され、地域コミュニティと密接不可分な関係にある施設と考えられます。これからの学校にさらに期待する役割・機能として重視するものについて、次の中から当てはまるものを2つ丸囲みでお答えください。

（単位：％）

【集計結果】	児童生徒保護者	教員	未就学児保護者
ア. 児童生徒が快適に学習できる環境	39.7	41.0	39.5
イ. 地域に開かれた文化・スポーツ活動の拠点であること（図書館・学校開放など）	15.1	14.6	11.4
ウ. 地域の防災拠点として安全・安心な施設であること	23.4	26.4	25.0
エ. 子育て支援施設との複合化	6.9	8.1	9.9
オ. 高齢者福祉施設と複合化	3.9	2.8	4.7
カ. その他（自由記入）	1.5	0.5	1.0
未回答	9.5	6.6	8.5
合計	100.0	100.0	100.0

【傾向】

3者ともに「ア」が約40%を占め、次いで「ウ」が25%前後を占めていることから、まずは児童生徒が安全に学習に取り組むことができ、災害の際には防災拠点として機能する場所であることを望んでいることがうかがえます。また、自由記入においても様々な意見が挙げられたことから、学校に対して多様な機能を期待していることがうかがえます。

「学校規模等に関する意識調査」実施報告書」掲載URL

<https://www.city.kitamoto.saitama.jp/soshiki/kyoiku/kyoikusomu/keikaku/index.html>

※トップページからは、「組織から探す」/「教育総務課」/「計画等」 「学校規模等に関する意識調査の実施結果を公表します」となります。

北本市立学校の適正規模等に関する基本方針（平成31年2月版）抜粋

VI 適正な学校規模等の分析

義務教育段階の学校は、教科等の知識・技能を習得させるだけではなく、子供たちが一定規模の集団の中において、多様な考えにふれ、認め合い、協力・切磋琢磨することによって、個々の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者として必要な資質を養うことを目的としています。

本市においても児童生徒数が減少傾向にある中で、こうした学校教育の目的を踏まえつつ、「北本市教育振興基本計画」に基づく本市の特色ある学校教育の維持と、各学校における教育効果を存分に発揮させていくために適した学校規模等を定め、よりよい教育環境を整備・保障していくことが必要と考えられます。

教育委員会では、「V 学校規模等に関する意識調査」の調査結果を踏まえながら、標準となる適正な学校規模等を定めるにあたり、その基礎資料とするため、小規模校及び大規模校の各々のメリット・デメリットについて分析し、次のとおりまとめました。

1 小規模校のメリット・デメリット

小規模校	メリット	デメリット
学習・生活面	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の一人一人に目がとどきやすく、ていねいな学習指導のもと、きめ細かな教育が行いやすくなる。 ○学校行事や部活動などにおいて、児童生徒一人一人に活動の場があり、かつ、活動時間が十分に取れるなど、個別の活動の機会を設定しやすくなる。 ○同じクラスで過ごすことで、児童生徒相互の人間関係が深まり、クラスとしての一体感が生まれやすくなる。 ○校外学習等、児童生徒の安全面等の掌握がしやすく、団体行動がとりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすく、学年を超えた友達ができやすくなる。 ○体育館・プール・特別教室などを利用する授業の割当や集団教育活動の調整がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○集団の中で、多様な考え方にふれる機会や学びあいの機会が少なくなりやすい。 ○運動会や音楽会、宿泊行事などの集団教育活動において、活動や取組の内容が限られてしまうなど、制約が生じやすい。 ○グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。 ○クラス替えが困難になりやすく、人間関係が固定化しやすい。 ○運動会や音楽会などの行事において、クラス間の競い合いによって高め合う機会が少なくなりやすい。 ○各教科の免許をもつ教員を配置しにくい。（中学校の場合）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○教室空間に余裕が生まれ、災害発生に伴う緊急避難時に混雑が生じにくくなる。 ○部活動において、運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使え、活動しやすくなる。（中学校の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ○集団内の男女比に偏りが生じやすい。 ○部活動の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。（中学校の場合）

2 大規模校のメリット・デメリット

大規模校	メリット	デメリット
学習・生活面	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒が集団の中で、相互に刺激し合い、高め合う機会が増える。 ○児童生徒が多様な考え方にふれ、協調性を養うとともに、一人一人の資質や能力を伸ばしやすくなる。 ○運動会などの学校行事や音楽活動などの集団教育活動に活気が生まれやすくなる。 ○クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や、多様な集団の形成を図ることができる。 ○社会性や協調性、たくましさなどを育みやすくなる。 ○学校全体での組織的な指導体制が組みやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員の児童生徒一人一人に対する目が行き届きにくくなりやすい。 ○学校行事等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会が少なくなりやすい。 ○体育館・プール・特別教室等を利用する授業の割当や集団教育活動の調整が組みにくい。 ○学年内または異学年間の交流の機会を得にくい。 ○教職員にとって、自校の児童生徒一人一人の情報共有や状況把握がしにくい。 ○宿泊行事、校外行事等で、行動の選択幅が制限されがちになる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○クラス替えを契機に児童生徒が意欲を新たにすることができる。 ○人数が多くいると、物理的に選択の機会が増え、活躍の場を与えることができる。 ○部活動の種類が増え、選択の幅が広がりやすくなる。(中学校の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生などによる緊急避難時に、混雑が生じやすい。 ○部活動において、運動場や体育館、特別教室などの利用の割当や調整が組みにくい。(中学校の場合)

※上記の「1 小規模校のメリット・デメリット」及び「2 大規模校のメリット・デメリット」については、「学校規模等に関する意識調査」の関連設問の中において、上位となった回答を参考にしながら、まとめたものとなります。

北本市立学校の適正規模等に関する基本方針
改訂版

令和8年2月

北本市教育委員会

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

T E L 048-591-1111

F A X 048-592-5997

U R L <https://www.city.kitamoto.saitama.jp>

E -mail a04400@city.kitamoto.lg.jp